



平成 24 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 中 部 鋼 鉄 株 式 会 社
代 表 社 名 代 表 取 締 役 社 長 太 田 雅 晴
(コード番号 5461 名証第 1 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 村 石 喜 和
(TEL 052-661-3811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 24 年 5 月 2 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 22 日開催予定の第 88 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を変更案第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）に新設するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することについて、変更案第 26 条（取締役の責任免除）第 1 項、第 32 条（監査役の責任免除）第 1 項を新設するものであります。
なお、変更案第 26 条第 1 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定に基づき、変更案第 26 条（取締役の責任免除）第 2 項、第 32 条（監査役の責任免除）第 2 項を新設するものであります。
なお、変更案第 26 条第 2 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、＜別紙＞のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 6 月 22 日（金曜日）＜予定＞
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 22 日（金曜日）＜予定＞

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第13条～第17条 (条文省略)	第13条～第17条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
	<u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条～第24条 (条文省略)	第19条～第25条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u>
	<u>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	<u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。</u>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第25条～第29条 (条文省略)	第27条～第31条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u>
	<u>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	<u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。</u>
第30条～第34条 (条文省略)	第33条～第37条 (現行どおり)